

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署：都市整備部住宅政策課 No.003

処 分 名	入居権利者の地位承継の承認
処 分 の 概 要	市営住宅の入居権利者が死亡又は、退去した場合で、その死亡時又は退去時に当該入居権利者と同居していた者が入居権利者の地位を承継しようとするときは、春日部市市営住宅条例第11条の2の規定により、地位の承継の承認の申請を行わなければなりません。
根拠条例等・条項	春日部市市営住宅条例（平成17年条例第142号）第11条の2 春日部市市営住宅条例施行規則（平成17年規則第57号）第15条
審 査 基 準	<p>市営住宅の入居権利者の地位を承継しようとするときは、「市営住宅入居承継承認申請書」又は、「市営住宅期限付入居権利者地位承継承認申請書」に次の書類を添えて、市長に提出しなければなりません。</p> <ol style="list-style-type: none"> （1） 入居権利者の死亡等の事実を証する書類 （2） 申請者と入居権利者との関係を証する書類 （3） 申請者の収入の額を証する書類 （4） 市税を滞納していないことを証する書類 <p>なお、入居権利者の地位を承継することができる者は、次の要件を満たすものでなければなりません。</p> <ol style="list-style-type: none"> （1） 連帯保証人が連署した請書を市長に提出できる者 （2） 入居権利者及び承継承認者が期限付入居承認による有効期間を付されていないもの （3） 入居権利者及び地位承継後の世帯が収入基準以下のもの （4） 入居権利者が不正行為等による明渡し請求を受けていないもの （5） 入居権利者と同居していた期間が1年以上のもの （6） 当該入居権利者の配偶者であるもの （7） 当該入居権利者の一親等の血族又は姻族で、次のいずれかに該当するもの <ol style="list-style-type: none"> ア 60歳以上の者 イ 身体障害者手帳1級～4級（精神及び知的障害者については1級～2級）の者 （8） 当該入居権利者が退去した場合においては、その理由が婚姻の解消によるものであるとき （9） 市税を滞納していないもの （10） 申請者及び同居者が暴力団員でないもの
標準処理期間	7日
設定年月日	平成17年10月1日（最終改正：令和2年4月1日）
申請時期	随時
申請方法	本庁4階住宅政策課窓口への提出

備 考	
<p>根拠条例及び 関係例規等の抜粋</p>	<p>■春日部市市営住宅条例 (入居権利者の地位の承継の承認等) 第11条の2 入居権利者が死亡し、又はその市営住宅を退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居権利者と同居していた者が当該入居権利者の地位を承継しようとするときは、規則で定めるところにより、市長に入居権利者の地位の承継の承認の申請をしなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の申請をした者(以下この項において「申請者」という。)が次の各号のいずれにも該当するときは、入居権利者の地位の承継の承認をすることができる。</p> <p>(1) 申請者と緊急時等連絡人が連署した請書その他規則で定める書類を市長に提出したとき。</p> <p>(2) 前条第2項第1号ウからカまでのいずれにも該当しなかったとき。</p> <p>(3) 申請者が次のアからウまでのいずれにも該当しないとき。</p> <p>ア 入居権利者と同居していた期間が1年に満たないとき(当該入居権利者の入居時から引き続き同居している親族であるときを除く。)</p> <p>イ 当該申請に係る入居権利者の地位の承継をした場合における収入が第6条第1項第2号ア又はイに掲げる場合に依り、それぞれア又はイに掲げる金額を超えることとなるとき。</p> <p>ウ 前条第2項の承認に同条第3項の規定による有効期間又は同条第5項の規定による延長後の有効期間が付されて同居している者であるとき。</p> <p>(4) 申請者が次のア又はイのいずれかに該当するとき。</p> <p>ア 当該入居権利者の配偶者</p> <p>イ 当該入居権利者の一親等の血族又は姻族であって、次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当するもの</p> <p>(ア) 60歳以上の者</p> <p>(イ) 第8条第1項第4号ア又はイに規定する者</p> <p>(ウ) (ア)及び(イ)に掲げる者のほか、規則で定める者</p> <p>(5) 当該入居権利者が退去した場合においては、その理由が婚姻(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)の解消によるものであるとき。</p> <p>(6) 申請者が第6条第1項第5号に該当するとき。</p> <p>(7) 申請者又は引き続き同居しようとする者が暴力団員でないとき。</p> <p>(略)</p>

4 市長は、第2項第1号に該当する者（同項各号のいずれにも該当する者を除く。）が、同項の承認を受けようとする場合において、20歳未満の者と同居してこれを扶養することその他規則で定める事情により引き続き当該市営住宅に居住する必要があると認めるときは、同項の承認の効力が継続する期間として5年を超えない範囲内において規則で定める期間（次項及び同項において準用する次条第2項から第4項までにおいて「有効期間」という。）を付して第2項の承認をすることができる。

（略）

■春日部市市営住宅条例施行規則

（入居権利者の地位の承継承認に係る手続）

第15条 条例第11条の2第1項の申請は、その事由となるべき事実発生後30日以内に市営住宅入居承継承認申請書（様式第13号。地位承継承認有効期間を付した同条第2項の承認（以下「期限付入居権利者地位承継承認」という。）を受けようとする者にあつては、市営住宅期限付入居権利者地位承継承認申請書（様式第13号の2））を市長に提出することにより行わなければならない。

2 条例第11条の2第2項第1号の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 入居権利者の死亡等の事実を証する書類
- (2) 申請者と入居権利者との関係を証する書類
- (3) 申請者の収入の額を証する書類
- (4) 第5条の3第1項第4号に掲げる書類
- (5) 条例第11条の2第2項第1号の緊急時等連絡人（以下「地位承継緊急時等連絡人」という。）の印鑑登録証明書
- (6) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、条例第11条の2第2項（同条第3項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の承認をしたときは、申請者に対し市営住宅入居承継承認書（様式第14号。期限付入居権利者地位承継承認にあつては、市営住宅期限付入居権利者地位承継承認書（様式第14号の2））を交付するものとする。

4 前項の市営住宅入居承継承認書（期限付入居権利者地位承継承認を受けた者にあつては、市営住宅期限付入居権利者地位承継承認書）の交付を受けた者は、第10条第1項に規定する請書（期限付入居権利者地位承継承認を受けようとする者に係る請書にあつては、市営住宅期限付入居請書）に次に掲げる書類を添付して、条例第11条の2第2項の承認を受けた日から10日以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 条例第11条の2第2項第1号の緊急時等連絡人（以下「地位承継緊急時等人」という。）の印鑑登録証明書
- (2) 地位承継緊急時等連絡人の所得証明書その他収入の額を証する書類

5 条例第 11 条の 2 第 2 項第 4 号イ(ウ)の規則で定める者は、第 6 条第 1 号、第 2 号又は第 4 号に掲げる者とする。

根拠条例及び
関係例規等の抜粋